

要である。その際、住宅困窮者の居住の安定については、所得再分配等の観点も踏まえ、国が責任をもって確保すべきである。

① 住宅セーフティネットの再構築

i) 適正かつ効果的な公的賃貸住宅の供給

公的賃貸住宅が施策対象に対して公平かつ的確に供給されるよう、以下の見直し等を行うべきである。

- ・国民の所得水準、家族形態の変化等に対応した公営住宅の入居収入基準、同居親族要件等の見直し
- ・民間賃貸住宅における家賃の実態を踏まえた公営住宅家賃の適正化
- ・公営住宅における定期借家制度（期限付き入居）活用のあり方について検討
- ・所得、家賃の地域格差を公営住宅の入居収入基準や家賃に反映する仕組みについて検討
- ・各種公的賃貸住宅の一体的運用、柔軟な利活用を可能とする仕組みの導入等について検討

ii) 住宅セーフティネットの機能向上に向けた賃貸住宅市場の整備

今後は、賃貸住宅市場全体のセーフティネット機能の向上を図ることより、公的賃貸住宅と相俟って、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図っていくことが必要である。このような観点から、民間賃貸住宅における高齢者、障害者、小さな子どものいる世帯等に対する入居制限をなくすため、福祉政策、N P O等とも連携して、賃借人・賃貸人への支援体制の整備等を進めるべきである。

② 地域政策への貢献等

中心市街地の活性化、地方定住等の地域の課題に対して、公的賃貸住宅を有効活用する方策を検討すべきである。また、バランスのとれたコミュニティ形成の観点から公的賃貸住宅団地の再編等を進めるべきである。